

第11次・第12次県交通安全計画・第12次交通安全基本計画(中間案)の項目比較

資料3

凡例: 第11次(県)に対する変更箇所 県独自箇所

第12次神奈川県交通安全計画(案)	国 第12次交通安全基本計画(中間案)	第11次神奈川県交通安全計画
<p>まえがき</p> <p>目次</p> <p>計画の基本的考え方</p> <p>第1章 道路交通の安全</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>――</p> <p>第1節 道路交通の安全についての目標</p> <p>I 道路交通事故の推移と現状</p> <p>1 交通事故の推移</p> <p>2 交通事故の現状(令和7年中)</p> <p>II 交通安全計画における目標</p> <p>第2節 道路交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の道路交通安全対策を考える視点</p> <p><重視すべき視点></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 二輪車の安全確保 (2) 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策 (3) 歩行者の安全確保のための意識変容 (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 (5) こどもの安全確保のための環境整備 (6) 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進 (7) 生活道路における歩行者等の安全確保 (8) 外国人の交通安全対策の推進 (9) 先進技術の活用推進 (10) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 (11) 地域が一体となった交通安全対策の推進 <p>II 道路交通安全の施策</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 エ バス停留所周辺の安全性確保 (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制 エ 重大事故の再発防止 オ 適切に機能分担された道路網の整備 カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進 キ 道路の改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化 (4) 交通安全施設等の整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 路面標示の適切な管理 <ul style="list-style-type: none"> ウ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 エ 幹線道路対策の推進 オ 交通円滑化対策の推進 カ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 キ 道路交通環境整備への住民参加の促進 ク 連絡会議等の活用 ケ 国際化社会に対応した道路交通環境の整備 (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実 (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化 (7) 無電柱化の推進 (8) 効果的な交通規制の推進 (9) 自転車利用環境の総合的整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進 (10) ITS の活用 ア 道路交通情報通信システムの整備 	<p>まえがき</p> <p>目次</p> <p>計画の基本的考え方</p> <p>第1章 道路交通の安全</p> <p>国11.12 第1節 道路交通事故のない社会を目指して(基本的考え方) 道路交通事故のない社会を目指して 歩行者の安全確保 地域の実情を踏まえた施策の推進 役割分担と連携強化 交通事故被害者等の参加・協働</p> <p>第1節 道路交通の安全についての目標</p> <p>I 道路交通事故の現状と今後の見通し</p> <p>1 道路交通事故の現状</p> <p>2 道路交通事故の見通し</p> <p>II 第12次交通安全基本計画における目標</p> <p>第3節 道路交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の道路交通安全対策を考える視点</p> <p><重視すべき視点></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策 (2) こどもの安全確保のための環境整備 (3) 歩行者の安全確保のための意識変容 (4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 (5) 外国人の交通安全対策の推進 (6) 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進 (7) 生活道路における歩行者等の安全確保 (8) 先進技術の活用推進 (9) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 (10) 地域が一体となった交通安全対策の推進 <p>II 講じようとする施策</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制 エ 重大事故の再発防止 オ 適切に機能分担された道路網の整備 カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進 キ 道路の改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化 (4) 交通安全施設等の整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ウ 幹線道路対策の推進 エ 交通円滑化対策の推進 オ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 連絡会議等の活用 (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実 (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化 (7) 無電柱化の推進 (8) 効果的な交通規制の推進 (9) 自転車利用環境の総合的整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進 (10) ITS の活用 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路交通情報通信システムの整備 	<p>まえがき</p> <p>目次</p> <p>計画の基本的考え方</p> <p>第1章 道路交通の安全</p> <p>I 道路交通事故の現状と今後の見通し</p> <p>1 交通事故の推移</p> <p>2 交通事故の現状(令和2年中)</p> <p>II 交通安全計画における目標</p> <p>第2節 道路交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の道路交通安全対策を考える視点</p> <p>1 重視すべき視点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者及び子どもの安全確保 (2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 (3) 二輪車の安全確保 (4) 生活道路における安全確保 (5) 先端技術の活用推進 (6) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 (7) 地域が一体となった交通安全対策の推進 <p>2 県民との連携・協働</p> <p>II 交通安全の施策</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全の確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制 エ 重大事故の再発防止 オ 適切に機能分担された道路網の整備 カ 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進 キ 道路の改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化 (4) 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 路面標示の適切な管理 <ul style="list-style-type: none"> ウ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 エ 幹線道路対策の推進 オ 交通円滑化対策の推進 カ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 キ 道路交通環境整備への住民参加の促進 ク 連絡会議等の活用による関係機関の連携 (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実 (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化 (7) 無電柱化の推進 (8) 効果的な交通規制の推進 (9) 自転車利用環境の総合的整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進 (10) ITS の活用 <ul style="list-style-type: none"> ア 道路交通情報通信システムの整備

第12次神奈川県交通安全計画(案)	国 第12次交通安全基本計画(中間案)	第11次神奈川県交通安全計画
<p>イ 新交通管理システムの推進 ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 エ ETC2.0 等デジタルデータの活用推進 オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進 (11) 交通需要マネジメントの推進 ア 公共交通機関利用の促進 イ 貨物自動車利用の効率化 (12) 災害に備えた道路交通環境の整備 ア 灾害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 灾害発生時における交通規制 エ 灾害発生時における情報提供の充実 (13) 総合的な駐車対策の推進 ア きめ細かな駐車規制の推進 イ 違法駐車対策の推進 ウ 駐車場等の整備 エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (14) 道路交通情報の充実 ア 情報収集・提供体制の充実 イ ITS を活用した道路交通情報の高度化 ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進 エ 分かりやすい道路交通環境の確保 (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ア 道路の使用及び占用の適正化等 イ 休憩施設等の整備の推進 ウ こどもの遊び場等の確保 エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 オ 地域に応じた安全の確保 【主に積雪地域での対策のため削除】 【1 道路交通環境の整備(1エ)に記載】 2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育等の推進 ケ 交通事故犯被収容者に対する教育活動等の充実 コ 交通事故犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実 (2) 効果的な交通安全教育の推進 (3) 交通安全に関する普及啓発運動の推進 ア 交通安全県民運動の推進 イ 歩行者の安全確保 ウ 高齢者事故防止運動の推進 エ 自転車の安全利用の推進 オ 自動車(二輪車を含む。)の安全運転の推進 カ 新しい小型モビリティの安全対策 【オ自動車(二輪車を含む)の安全運転の推進に記載】 【キその他に記載】 キ その他 (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ア 自家用自動車関係団体の育成指導 イ 事業用自動車関係団体の指導支援 ウ 地域交通安全推進団体等の指導支援 【ウ地域交通安全推進団体等の指導支援で記載】 エ 各種団体等の交通安全活動への支援 オ 関係機関、団体等が一体となった交通安全活動推進体制の強化 (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 3 安全運転の確保 (1) 運転者教育等の充実 ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実</p>	<p>イ 新交通管理システムの推進 ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 エ ETC2.0 等デジタルデータの活用推進 オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進 (11) 交通需要マネジメントの推進 ア 公共交通機関利用の促進 イ 貨物自動車利用の効率化 (12) 災害に備えた道路交通環境の整備 ア 灾害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 灾害発生時における交通規制 エ 灾害発生時における情報提供の充実 (13) 総合的な駐車対策の推進 ア きめ細かな駐車規制の推進 イ 違法駐車対策の推進 ウ 駐車場等の整備 エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (14) 道路交通情報の充実 ア 情報収集・提供体制の充実 イ ITS を活用した道路交通情報の高度化 ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進 エ 分かりやすい道路交通環境の確保 (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ア 道路の使用及び占用の適正化等 イ 休憩施設等の整備の推進 ウ こどもの遊び場等の確保 エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 オ 地域に応じた安全の確保 【16】バス停留所周辺の安全性確保 2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育等の推進 ケ 交通事故犯被収容者に対する教育活動等の充実 コ 交通事故犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実 (2) 効果的な交通安全教育の推進 (3) 交通安全に関する普及啓発運動の推進 ア 交通安全県民運動の推進 イ 横断歩行者の安全確保 ウ 高齢者事故防止運動の推進 エ 自転車の安全利用の推進 オ 二輪車事故防止運動の推進 カ 飲酒運転根絶運動の推進 キ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 ク チャイルドシートの正しい使用の徹底 ケ 反射材用品等の普及促進 コ 効果的な広報の実施 サ その他の普及啓発運動の推進 (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ア 自家用自動車関係団体の育成指導 イ 事業用自動車関係団体の指導支援 ウ 地域交通安全推進団体等の指導支援 エ 各種推進委員会の指導支援 オ 各種団体等の交通安全活動への支援 カ 関係機関、団体等が一体となった交通安全活動推進体制の強化 (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 3 安全運転の確保 (1) 運転者教育等の充実 ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実</p>	<p>イ 新交通管理システムの推進 ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 エ ETC2.0 の展開 オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進 (11) 交通需要マネジメントの推進 ア 公共交通機関利用の促進 イ 貨物自動車利用の効率化 (12) 災害に備えた道路交通環境の整備 ア 灾害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 灾害発生時における交通規制 エ 灾害発生時における情報提供の充実 (13) 総合的な駐車対策の推進 ア きめ細かな駐車規制の推進 イ 違法駐車対策の推進 ウ 駐車場等の整備 エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (14) 道路交通情報の充実 ア 情報収集・提供体制の充実 イ ITS を活用した道路交通情報の高度化 ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進 エ 分かりやすい道路交通環境の確保 (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ア 道路の使用及び占用の適正化等 イ 休憩施設等の整備の推進 ウ こどもの遊び場等の確保 エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 オ 地域に応じた安全の確保 【16】バス停留所周辺の安全性確保 2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育等の推進 ケ 交通事故犯被収容者に対する教育活動等の充実 コ 交通事故犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実 (2) 効果的な交通安全教育の推進 (3) 交通安全に関する普及啓発運動の推進 ア 交通安全県民運動の推進 イ 横断歩行者の安全確保 ウ 高齢者事故防止運動の推進 エ 自転車の安全利用の推進 オ 二輪車事故防止運動の推進 カ 飲酒運転根絶運動の推進 キ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 ク チャイルドシートの正しい使用の徹底 ケ 反射材用品等の普及促進 コ 効果的な広報の実施 サ その他の普及啓発運動の推進 (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ア 自家用自動車関係団体の育成指導 イ 事業用自動車関係団体の指導支援 ウ 地域交通安全推進団体等の指導支援 エ 各種推進委員会の指導支援 オ 各種団体等の交通安全活動への支援 カ 関係機関、団体等が一体となった交通安全活動推進体制の強化 (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 3 安全運転の確保 (1) 運転者教育等の充実 ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実</p>

第12次神奈川県交通安全計画(案)	国 第12次交通安全基本計画(中間案)	第11次神奈川県交通安全計画
<p>ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 エ 二輪車安全運転対策の推進 オ 高齢運転者対策の充実 カ 外国人運転者対策の強化 キ 自転車及び特定小型原動機付自転車運転者講習の着実な運用 ク 自動車安全運転センターの業務の充実 ケ 自動車運輸代行業の指導育成等 コ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 サ 危険な運転者の早期排除 (2) 運転免許制度の効果的運用 (3) 自動運転等の安全の確保と支援 ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等 イ 自動運転サービス支援道の整備 【国での施策のため削除】 イ 遠隔操作型小型車の安全な運用の支援 (4) 安全運転管理の推進 (5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 ウ ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の普及推進 エ 少子超高齢社会における交通事故の防止対策 オ 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等 コ トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化 (6) 交通労働災害の防止等 ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等 (7) 道路交通に関する情報の充実 ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 ウ 気象情報等の充実</p> <p>4 車両の安全性の確保 (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 イ 近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車(ASV)の普及促進 ウ 高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進普及促進 エ 車両の安全性等に関する日本産業規格の整備 (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進 ア 自動運転車に係る安全基準の策定 ア 安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けた取組 イ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 ウ 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 エ 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 (3) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進 (4) 自動車の検査及び点検整備の充実 ア 自動車の検査の充実 イ 自動車点検整備の充実 （5）リコール制度の充実・強化 (6) 自転車の安全性の確保 5 道路交通秩序の維持 (1) 交通指導取締りの強化等 ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等 (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (3) 暴走族等対策の推進 ア 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例及び基本指針の普及啓発 イ 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</p>	<p>ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 エ 二輪車安全運転対策の推進 オ 高齢運転者対策の充実 カ 外国人運転者対策の強化 キ 自転車安全運転センターの業務の充実 ク 自動車運輸代行業の指導育成等 ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 コ 危険な運転者の早期排除 (2) 運転免許制度の改善 (3) 自動運転等の安全の確保と支援 ア 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等 イ 自動運転サービス支援道の整備 イ 遠隔操作型小型車の安全な運用の支援 (4) 安全運転管理の推進 (5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 イ 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 ウ ICT、先進安全自動車、自動運転等新技術の開発・普及推進 エ 少子超高齢社会における交通事故の防止対策 オ 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等 コ トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化 (6) 交通労働災害の防止等 ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等 (7) 道路交通に関する情報の充実 ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 ウ 気象情報等の充実</p> <p>4 車両の安全性の確保 (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 イ 近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車(ASV)の開発・普及促進 ウ 高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進 エ 車両の安全性等に関する日本産業規格の整備 (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進 ア 自動運転車に係る安全基準の策定 イ 安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けた取組 ウ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 エ 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 オ 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 (3) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進 (4) 自動車の検査及び点検整備の充実 ア 自動車の検査の充実 イ 自動車点検整備の充実 （5）リコール制度の充実・強化 (6) 自転車の安全性の確保 5 道路交通秩序の維持 (1) 交通指導取締りの強化等 ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等 (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (3) 暴走族等対策の推進 ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</p>	<p>ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育 エ 二輪車安全運転対策の推進 オ 高齢運転者対策の充実 カ シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底 キ 自転車安全運転対策の推進 ク 自動車安全運転センターの業務の充実 ケ 自動車運輸代行業の指導育成等 コ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 サ 危険な運転者の早期排除 (2) 運転免許制度の効果的運用 (3) 安全運転管理の推進 (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 イ 技本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶 ウ ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進 エ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策 オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等 (5) 交通労働災害の防止等 ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等 (6) 道路交通に関する情報の充実 ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 ウ 気象情報等の充実 (7) エコドライブ等の推進 4 車両の安全性の確保 (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 イ 近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車(ASV)の開発・普及促進 ウ 高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進 エ 車両の安全性等に関する日本産業規格の整備 (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進 ア 自動運転車に係る安全基準の策定 イ 安全な無人自動運転移動サービスの普及・拡大に向けた取組 ウ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 エ 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 オ 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 (3) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進 (4) 自動車の検査及び点検整備の充実 ア 自動車の検査の充実 イ 自動車点検整備の充実 （5）リコール制度の充実・強化 (6) 自転車の安全性の確保 5 道路交通秩序の維持 (1) 交通指導取締りの強化等 ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等 (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (3) 暴走族等対策の推進 ア 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例及び基本指針の普及啓発 イ 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</p>

第12次神奈川県交通安全計画(案)	国 第12次交通安全基本計画(中間案)	第11次神奈川県交通安全計画
ウ 暴走行為阻止のための環境整備 エ 暴走族等に対する <u>交通</u> 指導取締りの推進 オ 暴走族関係事犯者の再犯防止 カ 車両の不正改造の防止 6 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 ウ 自動体外式除細動器(AED※)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急救手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ 救助・救急資機材等の装備の充実 カ <u>消防ヘリコプター</u> による救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備 コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの活用拡大 (3) 救急医療体制の整備 ア 救急医療機関等の整備 イ 救急医療担当医師の養成等 ウ ドクターへり事業の推進 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 7 被害者等支援の充実と推進 (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 ア 自動車損害賠償責任保険(共済)の適正化の推進 イ 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用 ウ 無保険(無共済)車両対策の徹底 エ 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等 (2) 損害賠償の請求についての援助等 ア 交通事故相談活動の推進 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化 (4) 交通事故被害者 <u>等</u> 支援の充実強化 ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 ウ 公共交通事故被害者 <u>等</u> への支援 8 研究開発及び調査研究の充実 (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 ア ITSに関する研究開発の推進 イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 ウ 車両の安全に関する研究の推進 エ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 オ 安全な自動運転 <u>の社会実装に向けた課題に関する</u> 調査研究 カ <u>交通反則金の納付方法の多様化</u> キ その他の研究の推進 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族等に対する <u>交通</u> 指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止 6 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 ウ 自動体外式除細動器(AED※)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急救手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ 救助・救急資機材等の装備の充実 カ <u>消防防災ヘリコプター</u> による救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備 コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの活用拡大 (2) 救急医療体制の整備 ア 救急医療機関等の整備 イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 ウ ドクターへり事業の推進 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 7 被害者等支援の充実と推進 (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 ア 自動車損害賠償責任保険(共済)の適正化の推進 イ 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用 ウ 無保険(無共済)車両対策の徹底 エ 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等 (2) 損害賠償の請求についての援助等 ア 交通事故相談活動の推進 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化 (3) 交通事故被害者 <u>等</u> 支援の充実強化 ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 ウ 公共交通事故被害者 <u>等</u> への支援 8 研究開発及び調査研究の充実 (1) 道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進 ア ITSに関する研究開発の推進 イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 ウ 車両の安全に関する研究の推進 エ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 オ 安全な自動運転 <u>の社会実装に向けた課題に関する</u> 調査研究 カ <u>交通反則金の納付方法の多様化</u> キ その他の研究の推進 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	ウ 暴走行為阻止のための環境整備 エ 暴走族等に対する指導取締りの推進 オ 暴走族関係事犯者の再犯防止 カ 車両の不正改造の防止 6 救助・救急活動の充実 (1) 救助・救急体制の整備 ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 ウ 自動体外式除細動器(AED※)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急救手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ 救助・救急資機材等の装備の充実 カ <u>消防ヘリコプター</u> による救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備 (2) 救急医療体制の整備 ア 救急医療機関等の整備 イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 ウ ドクターへり事業の推進 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 7 被害者支援の充実と推進 (1) 交通事故相談活動の充実 (3) 交通遺児家庭に対する支援 ア 交通遺児家庭の福祉相談等の実施 イ 交通遺児援護基金による支援 (4) 被害者支援の充実強化 ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 ウ 公共交通事故被害者への支援 8 研究開発及び調査研究の充実 (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 ア ITSに関する研究開発の推進 イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 ウ 車両の安全に関する研究の推進 エ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 オ 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究 カ その他の研究の推進 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
第2章 鉄道交通の安全 第1節 鉄道事故の現状と交通安全対策の今後の方向 I 鉄道事故の状況等 1 鉄道事故の状況 2 近年の運転事故の特徴 II 第12次交通安全基本計画における目標 第2節 鉄道交通の安全についての対策 I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点 II 鉄道交通安全の施策 1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 3 鉄道の安全な運行の確保 (1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (7) 計画運休への取組 4 鉄道車両の安全性の確保 4 救助・救急活動の充実	第2章 鉄道交通の安全 第1節 鉄道事故の現状と交通安全対策の今後の方向 I 鉄道事故の状況等 1 鉄道事故の状況 2 近年の運転事故の特徴 II 第12次交通安全基本計画における目標 第2節 鉄道交通の安全についての対策 I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点 II 講じようとする施策 1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 3 鉄道の安全な運行の確保 (1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (7) 計画運休への取組 4 鉄道車両の安全性の確保 5 救助・救急活動の充実	第2章 鉄道交通の安全 第1節 鉄道事故の現状と交通安全対策の今後の方向 I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点 II 鉄道交通安全の施策 1 鉄道交通環境の整備 (1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 3 鉄道の安全な運行の確保 (1) 保安監査の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用 (4) 気象情報等の充実 (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施 (7) 計画運休への取組 4 救助・救急活動の充実

第12次神奈川県交通安全計画(案)	国 第12次交通安全基本計画(中間案)	第11次神奈川県交通安全計画
<p>6 被害者支援の推進 7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止 8 研究及び技術開発の充実</p> <p>第3章 踏切道における交通の安全</p> <p>第1節 踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向</p> <p>I 踏切事故の状況等 1 踏切事故の状況 2 近年の踏切事故の特徴</p> <p>II 第12次交通安全基本計画における目標</p> <p>第2節 踏切道における交通安全の対策</p> <p>I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 II 踏切道の交通安全の施策</p> <p>1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、<u>バリアフリー化</u>の促進</p> <p>2 踏切道の統廃合の促進 3 踏切保安設備<u>等</u>の整備及び交通規制の実施</p> <p>4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置</p>	<p>6 被害者支援の推進 7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止 8 研究及び技術開発の充実</p> <p>第3章 踏切道における交通の安全</p> <p>第1節 踏切事故のない社会を目指して</p> <p>I 踏切事故の状況等 1 踏切事故の状況 2 近年の踏切事故の特徴</p> <p>II 第12次交通安全基本計画における目標</p> <p>第2節 踏切道における交通安全についての対策</p> <p>I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 II 講じようとする施策</p> <p>1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、<u>バリアフリー化</u>の促進</p> <p>2 踏切道の統廃合の促進 3 踏切保安設備<u>等</u>の整備及び交通規制の実施</p> <p>4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置</p>	<p>— — —</p> <p>第3章 踏切道における交通の安全</p> <p>第1節 踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向</p> <p>— — — —</p> <p>第2節 踏切道における交通安全の対策</p> <p>I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 II 踏切道の交通安全の施策</p> <p>1 踏切道の立体交差化及び構造改良等の整備 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 3 踏切道の統廃合の促進 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置</p>